

平成 27 年 4 月 22 日規則第 33 号

津市道の駅津かわげの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津市道の駅津かわげの設置及び管理に関する条例（平成 27 年津市条例第 6 号。以下「条例」という。）第 15 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第 2 条 条例第 7 条の規定により指定管理者の指定を受けようとする者は、道の駅津かわげ指定管理者指定申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第 7 条第 4 号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 登記事項証明書（法人に限る。）
- (3) 国税及び地方税の納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(休業日)

第 3 条 道の駅津かわげ（以下「道の駅」という。）は、無休とする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に休業日を定めることができる。

(利用時間)

第 4 条 道の駅を利用することができる時間（以下「利用時間」という。）は、午前 9 時から午後 6 時まで（駐車場及びトイレにあっては、午前 0 時から翌日の午前 0 時まで）とする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用時間（駐車場及びトイレに係るものを除く。）を変更することができる。

(入場の制限)

第 5 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場させることができる。

- (1) 感染性の疾病のある者

(2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を携帯する者

(3) その他管理上支障があると認められる者
(遵守事項)

第6条 道の駅を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(2) 許可なくして物品の展示若しくは販売をし、又は募金等の行為をしないこと。

(3) 許可なくして張り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。

(4) 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないこと。

(5) 他人に危害及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(6) その他管理上必要な指示に従うこと。

(届出)

第7条 利用者は、施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、道の駅の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成28年4月24日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 指定管理者の指定のための手続その他の必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。